

令和元年 第3回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年9月12日 (支所)
1. 開催場所 西予市議会第2委員会室 明浜支所産業建設課長 網干 健二
(午前)
西予市議会第3委員会室
(午後)
1. 出席議会議務局職員
書記 大内 俊二
1. 開 会 令和元年9月12日
午前 10時00分
1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり
1. 散 会 令和元年9月12日
午後 2時07分
1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり
1. 出席委員
委員長 宇都宮 久見子
副委員長 小野 正昭
委員 中村 一雅
委員 山本 英明
委員 小玉 忠重
委員 森川 一義
委員 藤井 朝廣
1. 欠席委員
なし
1. 出席説明員
(産業部)
産業部長(兼)生活福祉部産廃処理施設 担
当部長 酒井 信也
農業水産課長 三瀬 計浩
農業水産課課長補佐 和氣 右記
農業水産課係長 井上 誠教
農業水産課係長 兵頭 英司
林業課長 中城 多喜恵
林業課課長補佐 酒井 淳二
経済振興課長 上口 等
経済振興課課長補佐 浦田 和喜
経済振興課主任 宇都宮 雅己
- (建設部)
建設部長 清水 昭広
上下水道課長 松下 徳隆
上下水道課課長補佐 大塚 修司
上下水道課課長補佐 上甲 敬一
建設課長 三瀬 文丈
建設課課長補佐 中川 伸二
建設課課長補佐 高橋 克也
建設課課長補佐 水野 直樹

本日の会議に付した事件

議案第133号 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第140号 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第141号 市道路線の廃止について

議案第142号 市道路線の廃止について

議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）

議案第149号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第150号 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第151号 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

請願第2号 野村町に温浴施設の存続を求める
請願書

陳情第13号 愛媛県県道29号地方道宇和野村線（西予市野村町鎌田から西区間）におけるトンネル開設の促進について

開会 午前10時00分

○小野副委員長

それではただいまより第3回産業建設常任委員会を開催いたします。開会にあたりましての宇都宮委員長が御挨拶を申し上げます。

○宇都宮委員長

(宇都宮委員長が挨拶を行う。)

○酒井産業部長

(酒井産業部長が挨拶を行う。)

○小野副委員長

それでは、いろいろ、毎回のことですけれども、審査に入ります前に注意していただきたいと思います。発言の際には必ず挙手の上、委員長の許可を得て発言をしてください。それから、恐らく、大丈夫だと思いますけれども携帯電話を持ち込まないようにしていただきたらと思います。これよりの進行は宇都宮委員長が行います。委員長よろしくをお願いします。

○宇都宮委員長

議案第133号 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。上口課長の説明を求めます。

○上口産業振興課長

議案第133号 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、市民の健康増進と本市の観光振興及び交流促進を図るため、その拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるものであります。当施設は、市民に雇用、供用など、健康づくりの場を提供するとともに、明浜町における観光交流の拠点施設として、食事、入浴、宿泊機能を備えることで、四国せいよジオパークの魅力を生かした滞在型観光宿泊施設として、本市への誘客促進を図るものであります。建物は木造二階建て、一部RCづくりで、延べ床面積は908平方メートルです。1階にレストラン、和室、観光案内と物産のスペースを設けるほか、2階に宿泊室5部屋と浴場を備えた施設整備としております。なお、同施設の整備に伴い、老朽化の著しい民宿ふるさと及び塩風呂はま湯は、令和2年1月14日をもって、関係条例を廃止とし、民宿ふるさととは解体、駐車場として造成いたします。施設の営業開始につきましては、令和2年4月中下旬を予定しております。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

上口課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。はい。中村委員。

○中村委員

この新たな観光拠点の施設が稼働し始めた場合の見込み客数とかがっていうことは試算されていますでしょうか。

○上口経済振興課長

はい、御質問に御回答させていただきます。シーサイド全体で年間生7万人から7万5000人ぐらいの観光客の方が来ていただいております。また、宿泊施設 民宿ふるさとには、2000人弱から3000人強の宿泊客が、これまで来ていただいております。ですので、できれば、同規模を維持する形の観光客の誘客を狙っていきたくと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○山本委員

今の中村委員の質問と重なるんですけども、宿泊5部屋と言われましたけどもその洋室和室とかいう設定と値段はどのように、考えられとるのでしょうか。入浴料と合わせて。

○上口経済振興課長

宿泊の部屋につきましては、5部屋ということで、和室が3部屋、そして洋室ツインを2部屋、ということにさせていただいております。定員は12名となります。宿泊料金につきましては、大人入浴料込み6600円ということで設定をさせていただいております。以上、お答えさせていただきます。

○宇都宮委員長

暫時休憩いたします。(午前10時6分)

○宇都宮委員長

はい、再開いたします。(午前10時7分)

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第133号西予市、明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算第2号(経済振興課所管分)を議題といたします。上口課長の説明を求めます。委員長。上口課長。

○上口経済振興課長

議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算第2号のうち、経済振興課所管分について御説明させていただきます。初めに歳出について説明させていただきます。予算書20ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、4目観光費の市観光PR事業の15万6000円の増額につきましては、わらアートれんげまつり会場である石城地区を初め、田之筋地区など宇和町の一部の地域で取り組みをされている状況ですが、わらマンモスは1年を通して設置していることから、多くの方が写真撮影に来られております。これらを受けまして、市内でわらアートの普及、調査、また、観光振興を進めるために、昨年度わらサミットを開催いたしました。岐阜県美濃加茂市への現地研修を行うための旅費を計上しております。続きまして、予算書21ページ、5目商工観光施設管理費のジオリゾート整備事業、2018万8000円の増額につきましては、30年度からの繰越事業とは別に、繰越事業で整備する施設の浴槽に海水を使用するために、既存施設の修繕、ポンプ貯水槽給水管の新設に要する工事請負費を計上いたしております。海水の使用に関しましては、県内で海水を使用した浴場は今治市大三島と塩風呂はま湯の2施設のみで、市内外に広く認知されております。施設の特徴を出すことで、誘客促進を図りたいほか取締役会モニター会議の御意見を踏まえ、今回の補正予算を計上いたしております。続きまして、7目産業振興事業費の第三セクター経営管理事業、78万円の増額につきましては、市内の第三セクター及び民間事業者による指定管理施設の経営改革を図るため、具体的な協議、選定を行うために、西予市観光関連施設等貸付等選定委員会を設置することに伴う委員報酬に18万円。併せて、市内公共施設を存続するために、同一業種経営者の企業訪問を実施するため、普通旅費に60万円を計上いたしております。続きまして、歳入について説明させていただきます。予算書戻っていただきまして、13ページをお開きください。17款繰入金、2項基金繰入金、18目地域振興基金繰入金の4979万円の増額のうち、経済振興課所管分といたしまして、先ほど歳出で御説明させていただきました。ジオリゾート整備事業に2018万8000円を財源として計上いたしております。以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い

申し上げます。

○宇都宮委員長

はい、暫時休憩いたします。（午前10時13分）

○宇都宮委員長

再開いたします。（午前10時14分）

ほかに質疑はございませんか。

○森川委員

海水の場合、ポンプや配管の耐用年数が10年と持たないと思うんですが、大体五、六年で傷む思います。その場合、維持費、修繕費などが余分にかかりますが、それらの修繕費は計算していますか。

○上口経済振興課長

はい、これまでの施設では、平成13年に塩風呂はま湯がオープンしまして18年間で、1800万円余りの修繕費が海水に係る部分として、こちらとして計算をさせていただいております。年間18年で割りますと、大体100万円程度の修繕費は必要なのかというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算第2号（経済振興課所管分）について原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。暫時休憩といたします。（午前10時26分）

○宇都宮委員長

はい、それでは再開いたします。（午前10時58分）

請願第2号 野村町に温浴施設の存続を求める請願書について、審査したいと思います。本件につきましては、事前にお渡しした資料を各自読み込みをしてこられたと思いますが、本日説明員として紹介議員であります、小玉議員に加え、兵頭議員、井関議員にも御出席いただいておりますので、説明後一旦暫時休憩して、自由討議を行い、意見を調整していきたいと思います。まずは、紹介議員からの説明を求めます。

○兵頭議員

それでは、請願の野村町に温浴施設の存続を求める請願書について御説明させていただきます。この方、請願者ですが、宇都宮司朗さん。3丁目

に、住宅を構えられて、自宅も床上1メートルの浸水被害を受けられました。そして会社の方は、ちょうど河西にあるんですけど、そこも、山奥の土石流が発生しまして、事務所や倉庫も相当被害を受けられまして、両方とも、今年の7月の豪雨災害のときに、ボランティアの方に相当入っていただき、本人自体も本当にボランティアのおかげで、早い復興ができたということで、この方、皆さんに感謝したいということをおっしゃっていました。そういった中で、この方もまだ、60までいってないんですけど、息子さんも帰ってこられて、時間的に、余裕が出てきたということで、たまたまこの被災されたので、何か恩返しをということで、やっていたんですけど、この方3丁目のちょうど区長をされておりまして、去年から、今もそうなんですけど。それで、その方が地元の区長ということで、いろんな災害ワークショップとか、復興まちづくりワークショップ、そういったこと全て顔出されて、非常に熱心にやっただけで、そうしたこと、また今年の乙亥会館を再興どうするかという検討委員会がありましたが、そのときに、カロト温泉は、やらないという方向付けになって、今も工事着工しております。そういったことで、地元の方が、ぜひ、カロト温泉っていうか温浴施設を、もう一度という、強いお願いをされる方が結構いらっしやいました、たまたまこの方区長をされておりまして、そしたら僕かということで、音頭取りをされました。趣旨は、もう書いてあるとおりでございまして、もう、読まなくてもいいと思いますけど、野村ダムの余剰電力を使うことと、水道代がばかありませんので、野村支所の地下水を利用したいという、請願でございまして、地元の議員としても、これはぜひ復興させるのに、これからが大変だと思いますけど、ぜひ当委員会のほうで、採択していただくようお願いしたいと思います。以上です。

○宇都宮委員長

紹介議員の説明は終わりました。紹介議員の方からの御意見ほかにございますでしょうか。はい。井関議員。

○井関議員

野村の議員としまして、今回この中に名前を連らせていただいております。この中で、先ほど、兵頭議員が言われましたように、余剰電力を

使わしてほしいということで、今まで野村町はダムが出来て以降、ダムの恩恵というものがほとんど野村町にはありませんでした。もう水量は減ってきて川の水は汚れてくるし、ダムができつつ、何かこう野村がよくなったかなっていうことが野村の町民の人も全てっていう言っただけでいいと思うんですが、もうほとんどの方が、ダムの恩恵にあずかっていたことがないということをおっしゃっていますので、今回は、もう恩恵どころか、今度、このようなひどい災害に見舞われましたので、それによって、カロト温泉もなくなったということがございます。そういった中で、野村町民としましては、これにかわる代わる温浴施設をお願いしたいということでも、電力としましては、余剰電力が使わしてほしいということで、この余剰電力が使えないということになりますと、皆様も御心配になっておられるとおりで、なかなか温浴施設は、経費がかかるということになってしまいますので、また赤字施設ということになってしまいますが、この温浴施設の電力が、余剰電力の中で賄えるということになると、これ話が変わってくるんじゃないかなと思いますので、余剰電力を使わしていただける見込みが立った場合には、これができるんじゃないかなと信じておりますので、どうぞ皆さんよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○宇都宮委員長

ほかには、御説明はないでしょうか。はい、では紹介議員の説明は終わりました。これより自由討議を行います。暫時休憩いたします。（午前11時17分）

○宇都宮委員長

それでは再開いたします。（午前11時20分）

兵頭議員、井関議員御説明ありがとうございます。退席をお願いいたします。暫時休憩いたします。（午前11時22分）

それでは再開いたします。（午前11時24分）

本件につきまして、御意見はございますか。

○小野副委員長

はい。只今の請願につきましては紹介議員の意見も十分拝聴し、野村市の選出議員でやる3名の方々の思いも十分理解もし、また町民の方々の熱意も十分理解はできます。市としては当委員会としても私個人としても賛成をしたいのですけれども、これについてはまず西予市のいわゆる執行者

の考え方、がまだはっきりしていない。それと、一番大事な電力についての余剰電力を受容できるという国の決定がなされていない、この見込みが立っていないという観点から、今現在この委員会で、採択するのは時期早尚と考えますので、継続審査が妥当ではないかなと私は思います。

○藤井委員

私もですね、小野さんが言われますように継続審査が妥当だと思います。

○宇都宮委員長

ほかに御意見はございませんか。御意見がないようですので、今ほど、小野委員と藤井委員の方で言われた継続審査ということで、賛成の議員の挙手を求めます。挙手多数により、当委員会としては本件を継続審査とすることに決しました。暫時休憩いたします。（休憩午前11時26分）

○宇都宮委員長

はい、それでは再開いたします。（午前11時28分）

委員長。はい。藤井委員。明浜の温浴施設といいますか、今回できる、4月1日が運用開始という件なんですけど、当時淡水するか海水にするか話ありましたけど、ちょっと行政の方に担当の方にお伺いしたいんですけど。今回の海水を使うことですね。浄化槽の流入量が海水の場合は流入の計算には入りませんので、減ると思います。その中で浄化槽が小さくなると思います。当然流入量が少ないんですから。それと設置、これは淡水の全部淡水する場合と、今回の風呂を海水にする場合と浄化槽の本体といいますか、入れてどのぐらい差があるのか、それと一番大事なのは、施設がある限り、明浜町は後も公共も業種もまだ計画もないと思いますので出来ないと思いますが、これ一番大事なんですけど浄化槽の維持管理もですね。差が出ると思いますので、そのあたり、説明できたらお願いいたします。

○上口経済振興課長

今回、海水を13トン、そして浄水を32トン、合計1日当たり45トンを使用いたします。議員御指摘のとおり、浄化槽に流入する量が減りますので、それに伴います、浄化槽の設置費用が約570万円安くなります。また、保守管理料につきましても、年約13万円安くなる、試算となっております。以上、回答とさせていただきます。

○藤井委員

自分で計算をやってはみたんですけど、大体この金額になるんじゃないかと自分の計算は間違っているかもしれませんが、まあこれ。大体このくらいのベースだったら変わるんじゃないかと思えますので今後とも、このように、できたらしていただきたいと思えます。以上です。

○宇都宮委員長

暫時休憩いたします。（午前11時33分）

○宇都宮委員長

それでは再開いたします。（午前11時35分）陳情第3号 愛媛県県道29号地方道宇和野村線（西予市野村町鎌田から西区間）におけるトンネル開設の促進について審査したいと思います。この案件も一旦暫時休憩して、自由討議を行い、意見を調整していきたいと思えます。暫時休憩いたします。（午前11時36分）

○宇都宮委員長

再開いたします。（午前11時39分）

本件につきまして御意見はございますか。はい。小玉委員。

○小玉委員

鎌田から坂石までの道路は、今まで何回も崖崩れがありました。今回ほどその幅100メートル高さ90メートル、大きな山体崩壊のがけ崩れはありませんでしたが、これからもそういうことが起きる可能性が多分にありますので、トンネル掘ることが抜本的な解決になると思いますので、ぜひこれ県道ですんで、県に陳情をお願いしたいと思います。以上です。

○宇都宮委員長

はい、ほかに御意見はございませんか。それでは御意見もございませんようですので、本陳情に関して、賛成の議員の挙手を求めます。本陳情に関して、挙手全員により、当委員会としては、本件を採択とすることに決しました。暫時休憩いたします。（午前11時41分）

○宇都宮委員長

はい、それでは再開いたします。（午後0時59分）

○小野副委員長

はい、それではこれより令和元年度第3回定例会、産業建設常任委員会を再開いたします。再開にあたり、委員長より挨拶があります。

（委員長が挨拶を行う。）

○酒井産業部長

(酒井産業部長が挨拶を行う。)

○小野副委員長

それでは議案審査に移る前より諸注意事項を申し上げます。発言の際には必ず挙手の上、委員長の許可を受けて、発言をしてください。さらに携帯電話の持ち込みはしないようにしていただけたらと思います。これより、進行は委員長が行います。説明委員長をお願いします。では、議案第143号令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)(林業課所管分)を議題といたします。中城課長の説明を求めます。

○中城林業課長

それでは、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)の(林業課所管分)について御説明いたします。補正予算書の20ページをお開きください。6款2項2目林業振興費、事業概要欄、森林経営管理制度事業にかかる補正予算について御説明いたします。補正額は582万9000円の増額です。平成31年4月1日から施行されております森林経営管理法に基づく適切な森林管理の推進体制整備や、産官学が共に検討を行い、林業成長産業化を図るために、森林コンサルタント委託料等の経費を計上するものです。主な事業費は、森林コンサルタント委託料541万2000円。その他、報償金等、41万7000円になります。以上で林業課所管に係る9月補正予算の内容説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○宇都宮委員長

中城課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○森川委員

この森林コンサルタントの委託先はどこになるんですか。

○中城林業課長

はい、御質問ありました委託先なんですけど、現在、日本の中で森林林業のコンサルタント業務専門にされてる方、業者は3業者というふうに伺っております。その中で県、また林野庁等の指導を受けながら相手先の方の検討をしていきたいと考えております。

○山本委員

今の質問に続いてですけどもその契約は1年契約なんですけど、数年契約なんですか。

○中城林業課長

はい、中城課長。はい、契約の方法は、単年度契約で考えておりますが、複数年でのコンサル担当業務をしていただきたいということで、大体目安として3年間ぐらいを検討しております。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第143号、令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)(林業課所管分)について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。暫時休憩といたします。(午後1時02分)

○宇都宮委員長

再開いたします。(午後1時5分)続きまして、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)(農林水産課所管分)を議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬農業水産課

それでは、議案第143号、令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)の(農林水産課所管分)について御説明をいたします。補正予算書の19ページをお開きください。

6款1項3目事業概要欄の2行目でございますが、担い手育成支援事業に係る補正予算について御説明をいたします。補正額は127万1000円の増額です。本事業は、県単独事業で認定農業者を対象といたしまして、生産、加工、出荷にかかる機械施設を導入する場合に、経費の一部を助成する事業でございます。今回、事業内容の変更に伴いまして、補正を行うものでございます。事業内容につきましては、2名の申請があり、いずれも機械の導入に対する補助となっております。補助率は2分の1です。なお、補正予算書の19ページ、事業概要欄1行目の農業集落排水特別会計繰出事業につきましては、上下水道課所管ですので割愛をさせていただきます。続きまして、同じく19ページをお開きください。6款1項4目畜産費に係る補正予算について御説明をいたします。補正額は3011万5000円の増額です。まず、補正予算書20ページをお開き願ったと思います。事業概要欄1行目、畜産基盤施設再生支援事業に係る補正予算について御説明をいたします。今回、県の新規事業創設に伴いまして、補助金を補正計上するものでございます。本事業は、県単独の事業で、令和元

年から令和3年度までの3年間の予定の事業でございます。既存の施設の再生整備に係る経費の一部を助成する事業でございます。この中には機械とか、施設牛舎等が入っております。今回10件の申請がございまして、県が3分の1以内、市が6分の1以内、合計で2分の1以内の補償を行うものでございます。事業内容につきましては、城川堆肥センター機械施設改修のほか、畜産農家の当事者、牛舎の補修事業などとなっております。続きまして、1ページ戻りまして19ページをごらんいただきたいと思います。事業概要欄、1行目城川堆肥センター運営事業に係る補正予算について御説明をいたします。先ほどの城川堆肥センター機械施設改修において管理協定に基づきまして、市の負担割合を負担金で計上するものでございます。事業内容につきましては、攪拌機の導入施設の補修となっております。続きまして、歳入予算について御説明をいたします。補正予算書12ページをお開き願ったらと思います。14款2項4目1節の説明欄の1行目でございますが、認定農業者経営発展支援事業費県補助金127万1000円の増額につきましては、先ほどの19ページの担い手育成支援事業の特定財源として充当されるものでございます。同じく12ページの説明欄2行目でございます。畜産基盤施設再生支援事業費県補助金1340万6000円の税を増額につきましては、20ページの、畜産基盤施設再生支援事業の特定財源として充当をされます。続きまして、補正予算書13ページをお開き願ったらと思います。17款2項18目、1節、説明欄の1行目でございますが、地域振興基金繰入金のうち、1000万8000円が19ページの城川堆肥センター運営事業の特定財源として充当されるものでございます。以上で、農業水産課所管に係る、9月補正内容の内容の説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

○宇都宮委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○山本委員

20ページの畜産基盤施設再生支援事業10件の申請があったということなんですけど、牛舎、それから豚舎の内訳なんかわかりますか。

○三瀬農業水産課

ただいま御質問でありました内訳についてでござ

いますが、先ほどの城川堆肥センターが2件、それから、養豚豚舎の補修でございますが、これが、4件、それから、既設の牛舎の保守改修でございますが、これにつきまして、4件、でございます。地区につきましては、城川、野村、宇和が対象となっております。

○宇都宮委員長

はい、ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）（農業水産課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。暫時休憩といたします。

（午後1時15分）

○宇都宮委員長

再開いたします。（午後1時16分）

私の方が先ほど農業水産課所管分の冒頭で、農林水産課所管分と申し上げましたので、農業水産課所管分に訂正をお願いいたします。

○三瀬農業水産課

私の方も同様に、農林水産課所管分ということで、発言をいたしましたので、農業水産課所管分ということで、訂正をお願いいたしましたと思います。

○宇都宮委員長

暫時休憩いたします。（午後1時17分）

○宇都宮委員長

再開いたします。（午後1時19分）

それでは、建設部建設課所管分の議案審査に入ります前に、建設部長より御挨拶をいただきたいと思っております。建設部長、お願いいたします。

○清水建設部長

（清水建設部長が挨拶を行う。）

○宇都宮委員長

議案第141号 市道路線の廃止について、議案第142号 市道路線の認定について以上2議案につきましては、関連が深いため一括で説明を求めるとし、しかる後に、質疑を行い、1議案ずつ採決を行うこととしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○宇都宮委員長

それでは、三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬建設課長

それでは、議案第141号 市道路線廃止について。議案第142号 市道路線の認定について、関連がございますので、一括して、提案理由を御説明申し上げます。本議案は市道蔵良駄馬線及び市道宇ノ瀬線の廃止及び認定について議決を求めるものでございます。まず、市道蔵良駄馬線につきましては、当該路線に隣接する養豚団地の整備用地として、終点部付近の一部を利用したい旨の申し出がありました。当該付近においては、現在、住宅もなく、周辺関係者の同意も得られたことから、現道の蔵良駄馬線を廃止し、該当する区間を除いた路線を新たな蔵良駄馬線として再認定するものであります。次に、宇ノ瀬線につきましては、当該路線の終点部付近において、県営農地整備事業が計画されていることから、現道の宇ノ瀬線を廃止し、基盤整備事業の区域を除いた路線を新たに市道宇ノ瀬線として再認定するものであります。なお、本件に係る市道の廃止認定につきましては、先の7月22日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。以上2議案よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○宇都宮委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより2議案一括で質疑を行います。質疑はありますか。それでは、以上で質疑を終結といたします。1議案ずつ採決を行ってまいります。お諮りいたします。議案第141号 市道路線の廃止について原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第142号 市道路線の認定について原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）（建設課所管分）を議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬建設課長

それでは、議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）（建設課所管分）につきまして、御説明申し上げます。まず、歳出でございます。補正予算書22ページをお開きください。8土木費2道路橋梁費2道路橋梁維持費におきまして、295万9000円を計上しております。これは、三瓶地区バス路線の再編に伴い、新路線と

なる市道の舗装部分の損傷が著しく、また、透水性舗装の排水機能が低下しているため、舗装並びに道路側溝、いわゆる排水の改修をするための測量設計委託料を計上するものでございます。財源につきましては、その中央部分に、財源内訳にございますように、過疎債290万円、一般財源5万9000円を見込んでおります。続いてそのページの中段になります。同じく8土木費3河川費2河川維持費におきまして、工事請負費として2594万6000円を計上するものでございます。これは明間地区におきまして、愛媛県が行っておる2カ所の治山事業、おきまして築造される、土砂どめ堰堤、土どめ堰堤でございますが、その下部に、下の部分に流末水路の改修を行うものでございます。続きまして、8土木費、5都市計画費、1都市計画総務費において、委託料として39万円を計上しております。これは、用途地域を変更したことによって、市で使用しております統合型GISシステムを最新の状態に修正するものでございます。続いて23ページをお開きください。8土木費、6住宅費、1住宅管理費地域住宅交付金事業において、委託料269万6000円を計上するものでございます。これは一ノ瀬団地の周辺を購入し、面積が増えたことによる造成設計委託料の増額分236万円でございます。並びに、用地購入の前段ということで、不動産鑑定によります鑑定委託料、これ33万6000円計上しておるわけでございます。財源につきましては、中央の部分に書いておりますように、使用料及び手数料これは住宅使用料でございます。を269万6000円で充てております。同じく、災害公営住宅整備事業、におきまして2億7989万8000円を計上しております。これは、災害公営住宅の工事費並びに実施設計料と工事管理料を増額するものでございます。当初予算の計上時におきましては、災害公営住宅の建設戸数は、30戸を想定しておりました。しかし、4月から5月にかけて個別ヒアリングを行って、被災された方々の御要望を伺った中で、最終的に消防野村支所の西側、に集合住宅3棟24戸、そして、太田団地、に木造戸建住宅17戸で計41戸を建てるように計画しておるわけでございます。工事請負費は2億6877万9000円。委託料は1111万9000円を計上させてもらっております。続きまして19負担金補助及び交付金で300万円の補助金を計上しております。事業名はブロック塀の安全対策事業で

ございます。この事業は市内に存するブロックで等の安全対策事業に要する経費に対して、補助金を交付する事業でございます。対象といたしましたは、避難路通学路に面したブロック塀の除却、それと新たに建て替える工事が該当になります。

1件当たりの補助金は30万円ということで、ことし10件分を計上させてもらっております。続きまして歳入の部に移ります。11ページにお戻りください。13国庫支出金、2国庫補助金、5土木国庫補助金、2住宅費国庫補助金、2億992万3000円でございます。これは先ほど御説明いたしました災害公営住宅の工事費並びに設計監理委託料2億7989万8000円。この金額の4分の3に当たる、国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金150万円とありますのは、先ほどのブロック塀の安全対策事業300万円のうちの50%これが国庫補助金でございます。次に、12ページをお開きください。14県支出金、2県補助金、6土木費県補助金、3住宅費県補助金75万円はブロック塀等の安全対策事業300万円の25%、県の方か25%の75万円が補助されるわけでございます。続きまして14ページをごらんください。20市債、1市債、5土木債、1道路橋梁費150万円でございます。これは県営道路事業負担金事業の起債額が140万円下がった分、市道朝立14、15、55号線の道路維持修繕事業の委託料295万9000円に係ります起債借入額290万これを、290万と140万を相殺して150万となっております。そして4住宅債7000万円、これは災害公営住宅整備事業に係る起債の借り入れでございます。以上、9月補正予算の御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村委員

22ページ、三瓶の市道朝立14、15、55号線の道路維持修繕事業のところですが、設計で予算組まれているというふうにお聞きしましたが、今の道路舗装の状態は非常に劣化が激しくて粒々のものがあって、三瓶住民からも相当な苦情が出てくるんですけども、新たに舗装するその設計にかかることにですね、今までと同じ舗装をしないと、思ってるんですけど、簡単に言うとどのような舗

装になるのかということは、本予算とも関連があると思いますが、その委託先には、何かありますか、そういう具体的なことで。

○三瀬建設課長

はい。三瓶の市道朝立14号15号55号の道路維持修繕事業で舗装改修について御説明申し上げます。タブレット資料をご覧いただきたいと思っております。01市道朝立14、15、55号三瓶バス路線というのを付けております。ご覧ください。ここに本来の現在の舗装、側溝の改修区間を挙げております。三瓶本館から三瓶郵便局の間の区間でございます。先ほどおっしゃったように2ページの写真を見ていただきますと、拡大していただきますと、舗装の骨材これは剥離が本当に著しい状況でございます。それで今回考えている舗装の計画は、今までの透水舗装はやはり接着性が密度がやっぱ甘いといいますからちょっと透水を優先しておりますので、やっぱり通常の水流動アスコンといまして通常の国道とか、次やっておる普通のアスファルトコンクリート、アスファルトでやりたいと思っております。なお、今の案でございますが、側線からの路肩の部分についてはカラー舗装を施して、できれば歩車分離、歩道と車の分離するように、わかりやすいように、安全な道路として、やっていきたいと今考えております。路線の変更につきましては、来年4月1日からでございますが、年度当初に発注するように、12月頃の予算要望に間に合うように、何とか設計をしたいなと思っております。

○中村委員

今、路線の変更というのは宇和島バスのことを言われたと思っております。それが4月1日から、それに備えて、先に先行して舗装をやり換えて丈夫なものにするという理解をしております。バスは大型が行き来するので、やっぱりアスファルトの損傷も結構激しいだろうという予想してるんですけど、今回新しく舗装する部分で、耐用年数幾らぐらいという、そこまでことまだ考えてないですかね。

○宇都宮委員長

はい、暫時休憩いたします。（午後1時36分）

はい、再開いたします。（午後1時38分）

○三瀬建設課長

舗装の耐用年数でございますが通常、舗装の設計におきましては10年を見越しております。

○小野副委員長

今の関連質問ですけれどもね。これ見たら側溝補修現在の側溝は、十分な側溝ではないんですよ、簡易側溝なんです。御存じのように今質問もあったようにですね、あそこ大型バスが通るまた、主要道路というようなことになると交通量も増えていくようになってくるとやっぱり1番問題は、水はけいわゆる水の始末なんですけれどもね。三瓶の産建下には国道なんかにはよく用いられております、浸透する舗装地面にそのまま浸透していく舗装のいわゆる形態がありますよね。そういうものを少し高いながら検討してみても、どうかという意見具申はしとったんですけれども、今聞いてみると通常舗装ですよ。それで今いうその国道なんかには浸透性のある舗装ね、水しぶきの飛ばないそれから早く乾く舗装、これとの差はどのぐらいあるのか試算はされておりますかどうか、それまで1件、お聞きします。

○三瀬建設課長

今現在では透水性の舗装と通常の舗装、その耐用年数とか路面の乾燥の速さとかそういうところについては、試算をしております。なおそれらも踏まえた中で、中央から1.5%の勾配で両脇に分けるのがいいとか、あと終末の水路をどこに繋げるかも含めて、委託を出して検討したいと思っております。

○小野副委員長

これはほとんど三瓶町民にとって大事なこれからの道路であり、長もちっていうか、長年使用する所ですのでね、十分精査をして、遺漏のないような工事をしていただいたらなと、このように要請をしておきます。

○山本委員

23ページのブロック塀と安全対策事業のことなんですけれども、現在までもいろんな公共施設、ブロック塀安全対策事業債されてきたと思うんですけれども、ことし300万で10件分計上されておるといことなんですけど、この内訳、学校とか病院とかがあると思うんですけれども、過去の分が、わかりましたが、教えてもらったらと思います。

○三瀬建設課長

今、ご質問の十軒分で300万という予算計上についてでございますが、10件がどこか目安といいますかどこが出てくるかというのはまだ決定はしておりません。県からの予算の紹介がございまして、

いつでもそういう問い合わせにお答えできるような体制でやっておるわけでございます。主に先ほど申しましたように、緊急避難路、地域防災計画に載っております緊急避難路とかに面したところ。通常、その道路を歩いておって、被害に遭わないようにということがやっぱり1番です。で、一般住宅をターゲットにしておるわけでございます。既にご存じのとおり野村小学校とかにつきましては、バイパス沿いのところもこれを既に行っております。以上でございます。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第143号、令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）（建設課所管分）について原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。暫時休憩いたします。（午後1時41分）

○宇都宮委員長

はい、再開いたします。（午後1時46分）続きまして、議案第140号 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。松下課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

議案第140号 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。今回の改正は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による、会計年度任用職員制度の導入に伴い、水道事業で任用する会計年度任用職員の給与の種類とその基準を定めるほか、所要の整備を行うものであります。詳細は新旧対照表をごらんください。以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第140号 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第143号

令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）
（上下水道課所管分）議案第149号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）以上2議案につきましては、関連が深いため一括で説明を求めるとし、しかる後に質問を行い、1議案ずつ採決を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

それでは、松下課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）（上下水道課所管分）議案第149号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴う財源の調整により、歳入予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はありません。それでは、令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。予算書の6ページ及び7ページをお開きください。まず6ページですが、7款1項1目繰越金において、前年度繰越金の確定により、1万7000円を増額し、52万7000円としております。これによりまして、6款1項1目農業集落排水事業繰入金、1節一般会計繰入金を1万7000円減額し、2億6735万1000円と予算の組み替えを行っております。この繰入金の財源調整として一般会計補正予算の19ページをお開きください。6款農林農水産業費、1項農業費、3目農業振興費28節繰出金を1万7000円減額いたしております。以上で議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）（上下水道課所管分）議案第149号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。以上2議案についてよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。松下課長の説明は終わりました。これより2議案一括で質疑を行います。質疑はありませんか。以上で質疑を終結いたします。それでは、1議案ずつ採決を行ってまいります。お諮りいたします。議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）上下水道課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決

しました。続きまして、議案第149号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第150号令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。松下課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

それでは、議案第150号 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い、予算を調整するものであります。まず初めに、令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の1ページ目をお開きください。総則ですが、第1条において、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ6万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8514万4000円とするものであります。予算書の7ページをお開きください。1款事業費1項施設管理費1目施設管理費における、右側、事業概要の欄をごらんください。宇和处理場維持管理事業の6万円を、13節委託料の、宇和处理場維持管理委託料から減額しております。施設管理費全体で6万円を減額し、補正後の予算を予算額を1億2410万1000円にするものであります。次に歳入についてですが、6ページをお開きください。5款1項1目繰越金において前年度繰越金の確定により、6万円を減額し、28万5000円としております。公共下水道事業特別会計全体では、2ページ及び3ページをお開きください。歳入では、今回、繰越金を補正することにより、全体で補正後4億8514万4000円にするものであります。歳出も事業費を増額補正することにより、歳出全体で補正後、4億8514万4000円の予算としております。以上で議案第150号 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。暫時休憩いたします。（午後1時55分）

○宇都宮委員長

再開いたします。（午後1時57分）

はい。小玉委員

○小玉委員

なぜ繰越金がマイナスになっているかお尋ねします。

○松下上下水道課長

この繰り越しの減額に関しましては、公共下水道の地元負担金の関係で、本来は地元負担金を納めていただくお約束をした方が、実際にはその期限までに納めていただかなかったことによりまして、マイナスとなっております。

○小野副委員長

やはり予算書のとおりですね。公共下水ですのでね。やはりこの事業なんかいうのはもう皆さんのための公共下水なんですよ。だからやっぱり、皆さんがそこら協力して、納めてもらうように、行政の方もさらに努力をしていただいたらなど、このように思います。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第150号 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）に、賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第151号 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。松下課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

それでは、議案第151号 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い、予算を調整するものであります。まず初めに令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の1ページ目をお開きください。総則ですが、第1条において歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ186万6000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5217万円とするものであります。予算書7ページをお開きください。1款事業費 1項総務管理費 1目総務管理における、右側、事業概要の欄をごらんください。各地区簡易水道維持管理事業において、宇和地区では、91万7000円を25節の積立金に増額しており、一方、野村町では、64万2000円を25節の積立金から減額しております。また、城川町では159万1000円を11節需用費の修繕料に増額いた

しております。以上、総務管理費全体で186万6000円を増額し、補正後の予算額を1億1614万9000円にするものです。次に歳入についてですが、6ページをお開きください。7款1項1目繰越金において、昨年度繰越金の確定により186万6000円を増額し、1455万6000円としております。簡易水道事業特別会計全体では、2ページ及び3ページをお開きください。歳入では、今回繰越金を補正することにより、全体で補正後1億5217万円にするものであります。歳出も、総務管理費を増額補正することにより、歳出全体で補正後1億5217万円の予算としております。以上で議案第151号 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○山本委員

城川の簡易水道の維持管理事業の159万1000円ですけれども、具体的にどの施設からちょっと直したいかとかいうような要望申請があったりはしておりますか。

○松下上下水道課長

修繕料に関しましては、特定の力所についての予算計上ではございません。暫時休憩いたします。（午後2時2分）再開いたします。（午後2時5分）

○山本委員

ただいまの御答弁あったんですけれども宇和地区の地区は積立金にということだったんですけれども城川地区は修繕料という名目だったのでちょっとその違いがどうかというふうな疑問があったんですよ。ちょっとその中身を詳しく教えていただいたらありがたいと思います。

○松下上下水道課長

宇和地区野村地区につきましては、繰越金をそのままの会計、市のほうで持っている会計のほうで積み立てる、そういう方法とっております。城川につきましては、修繕料として、一応、全体の修繕費という形で、そちらの方に計上するようになっています。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。それでは、以上

で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第151号 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。それでは、本日本日予定されておりました議案審査が終了いたしましたので、これにて令和元年度第3回定例会、産業建設常任委員会を閉会といたします。（閉会午後2時7分）

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長